

## [廃止規約]

### コンテンツサービス利用規約の廃止

2020年8月4日

株式会社 STNet

コンテンツサービス利用規約（2020年7月21日）は、廃止します。

## 附 則

### （実施期日）

- 1 この規約は、2020年8月4日から実施します。

### （経過措置）

- 2 この規約実施の際現に、廃止前のコンテンツサービス利用規約の規定により締結しているコンテンツサービスは、この規約実施の日において、次表に定める契約約款の規定による附帯サービスに移行したものとします。

契約約款名
光ネットサービス契約約款
無線インターネットサービス(宇和島市地域情報ネットワーク施設用)契約約款
D S Lインターネットサービス(宇和島市地域情報ネットワーク施設用)契約約款
ビジネス光ネットサービス契約約款
ビジネス光ネットサービス(愛媛CATV専用サービス用)契約約款
ビジネス光ネットサービス(宇和島市専用サービス用)契約約款
STインターネットアクセス(STIA)契約約款に定めるタイプ「お仕事ピカラ1G」
STインターネットアクセス(愛媛CATV専用サービス用)契約約款
STインターネットアクセス(宇和島市専用サービス用)契約約款

- 3 この規約実施の際現に、廃止前のコンテンツサービス利用規約により締結されたコンテンツサービスにおける期間等（最低利用期間を含みます。）に係る起算日等は、なお従前のとおりとします。
- 4 この規約実施前に、廃止前のコンテンツサービス利用規約の規定により生じた支払い又は支払わなければならない料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この規約実施の際現に、廃止前のコンテンツサービス利用規約の規定によりその事由が生じた損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 6 この規約実施前に、廃止前のコンテンツサービス利用規約の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、移行した契約約款の中にこれに相当する規定があるときは、その相当する規定に基づいて行ったものとみなします。
- 7 この規約実施の際現に、廃止前のコンテンツサービス利用規約の規定により提供しているコンテンツサービスは、この附則に規定する場合のほか、光ネットサービス契約約款及び料金表の中にこれに相当する規定があるときは、その相当する規定に基づいて提供しているものとみなします。